

作成日 2018/09/11

改訂日 2025/11/06

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	38%亜硝酸ソーダ
供給者の会社名称	サンワ化学株式会社
住所	静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門	品質保証部
電話番号	0538-23-6611
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	酸化性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 生殖細胞変異原性 区分2 生殖毒性 区分2 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
環境有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(血液) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液) 水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H272 火災助長のおそれ: 酸化性物質 H301 飲み込むと有毒 H319 強い眼刺激 H341 遺伝性疾患のおそれの疑い H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ H370 血液の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害のおそれ H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。
(P301+P310)

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)

特別な処置が必要である。(P321)

口をすすぐこと。(P330)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

亜硝酸ナトリウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
亜硝酸ナトリウム	38%	NaNO ₂	(1)-483	既存	7632-00-0
水	62%	H ₂ O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

使ってはならない消火剤

ハロゲン化物、CO₂、炭酸水素塩類。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

加熱・衝撃・摩擦を避ける。

可燃物、強酸との接触を避ける。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物は回収すること。

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
 二次災害の防止策
 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
 漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 妊娠中、授乳中は接触を避けること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
亜硝酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
亜硝酸ナトリウム	未設定	未設定

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	透明液体
色	淡黄色
臭い	無臭
融点/凝固点	融点:-4.5°C 凝固点:-9.5°C
引火点	引火せず
分解温度	320°C
pH	8.1~9.5

溶解度		水に易溶
密度及び／又は相対密度		1.29(20°C)
亜硝酸ナトリウムとして		
融点／凝固点		271°C
分解温度		>320°C
溶解度		水:72.1g(100ml, 0°C), 水:163.2g(100ml, 100°C), エーテルに難溶, エタノールに難溶, 液体アンモニウムに易溶
密度及び／又は相対密度		2.168(0°C)
10. 安定性及び反応性		
化学的安定性		通常の手扱条件では安定である。
危険有害反応可能性		530°C以上に加熱すると爆発することがある。 酸と接触すると分解し有毒なガス(窒素酸化物)を生じる。
避けるべき条件		高温、可燃物のそばに置かない。
混触危険物質		酸、可燃物。
危険有害な分解生成物		窒素酸化物
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が202.6315789mg/kgのため区分3とした。
	経皮	データ不足のため分類できない。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		眼区分2Aの成分合計が38%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		区分2の成分が38%のため、区分2とした。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分2の成分が38%のため、区分2とした。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が38%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1(血液)の成分が38%のため、区分1(血液)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分2(血液)の成分が38%のため、区分2(血液)とした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		区分1×毒性乗率の成分合計が38%のため、区分1とした。

水生環境有害性 長期 (慢性)		区分1×毒性乗率の成分合計が38%のため、区分1とした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
		内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
		空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	3219
	Proper Shipping Name	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	Class	5.1
	Packing Group	III
	Marine Pollutant	applicable
	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	3219
	Proper Shipping Name	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	Class	5.1
	Packing Group	III
国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	3219
	品名	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	クラス	5.1
	容器等級	III
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	3219
	品名	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	クラス等級	5.1 III
緊急時応急措置指針番号		140
15. 適用法令		

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

亜硝酸ナトリウム

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

亜硝酸ナトリウム(安衛則別表第2の番号:36)
(30%-40%)

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和8年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

亜硝酸ナトリウム

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

亜硝酸ナトリウム(安衛則別表第2の番号:36)
(30%-40%)

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和9年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

亜硝酸ナトリウム

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

亜硝酸ナトリウム(安衛則別表第2の番号:36)
(30%-40%)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
水質汚濁防止法

非該当
非該当

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)

海洋汚染防止法
外国為替及び外国貿易法
船舶安全法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
酸化性物質類・酸化性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・酸化性物質類(酸化性物質)(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

16. その他の情報

参考文献
その他

NITE

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。未知の有害性があるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。